

ビス事業特別会計補正予算(第一号)

日程第二十五 議案第七十六号 平成二十九年養老町一般会計

補正予算(第五号)

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

○出席議員

議長 青山貞一

○欠席議員

なし

- | | | |
|----|---|-------|
| 一 | 番 | 北倉義博 |
| 二 | 番 | 岩永義仁 |
| 三 | 番 | 長澤龍夫 |
| 四 | 番 | 大橋三男 |
| 五 | 番 | 三田正敏 |
| 六 | 番 | 吉田太郎 |
| 七 | 番 | 早崎百合子 |
| 八 | 番 | 野村永一 |
| 九 | 番 | 田中敏弘 |
| 十 | 番 | 松永民夫 |
| 十一 | 番 | 林輝見 |
| 十二 | 番 | 青山貞一 |
| 十三 | 番 | 水谷久美子 |

○地方自治法第二百一十一条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長 大橋 孝

副町長	長谷川 悟
教育長	並河 清次
総務部長兼 総務課長	田中 信行
総務課長	田中 信行
企画政策課長	川地 憲元
総務部税務課長	古川 一夫
住民福祉部長兼 住民人権課長	高木 勉
住民福祉部長	高木 勉
健康福祉課長	高橋 正人
住民福祉部長	高橋 正人
子ども福祉部長	松岡 弘泰
住民福祉部長	松岡 弘泰
生活環境課長	木村 嘉志
産業建設部長兼 水道課長	桐山 一則
産業建設部長	桐山 一則
産業建設部長	高木 伸一
産業建設部長	高木 伸一
産業建設部長	前田 勝治
農林振興課長	伊藤 幸広
産業建設部企業誘致 ・商工観光課長	大倉 修
産業建設部長	田中 一也
建設課長	田中 一也
会計管理者兼 会計課長	田中 隆
教育委員会事務局長兼 教育総務課長兼 スポーツ振興課長	佐藤 昌子

教育委員会 久保寺利明
生涯学習課長
消防長 野村博治
消防次長 渡辺章博
消防予防課長 吉田英之

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議会議務局長 佐藤嘉但
議会議務局書記 國枝利法

(開議時間 午前九時二十九分)

○議長(青山貞一君) おはようございます。

平成二十九年第四回養老町議会定例会を再開するに当たり、議員並びに執行部各位には、御多用のところ御出席を賜りありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いいたします。

——「町民憲章」朗唱——

ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は、全員出席であります。

執行においては、近藤消防次長が体調不良のため欠席するため、野村消防長が答弁等の対応をいたしますので、御報告をいたします。

ただいまから平成二十九年第四回養老町議会定例会を再開し、本日の会議を開きます。

○議長(青山貞一君) それでは、日程第一、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第二百二十七条の規定によって、五番 三田正敏君、六番 吉田太郎君を指名します。

○議長(青山貞一君) 次に、日程第二、議会運営委員会の報告であります。

ここで、十二月二十一日、議会運営委員会が開催され、本定例会最終日の運営等について審査されました。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 松永民夫君。

○議会運営委員長(松永民夫君) おはようございます。

議会運営委員会の報告をいたします。

去る十二月二十一日午前八時五十分より、委員及び正・副議長並びに執行部の出席のもとに開会をいたしました。

協議事項は、第四回養老町議会定例会最終日における追加附議事件の審査の日程等についてであります。

日程につきましては、会議録署名議員の指名、議会運営委員会の報告、諸般の報告を順次行い、その後、議会初日に上程された議案の審議が終了後に追加された日程第二十五、平成二十九年度養老町一般会計補正予算(第五号)を議案とし上程をし、審議することに決定をいたしました。

審議方法につきましては、日程第二十五、平成二十九年度養老町一般会計補正予算(第五号)の一議案は、議題として上程後、提案理由の説明を受け、質疑、討論を行い、採決を行うことと決定をいたしました。

これで議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（青山貞一君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりま
した。

○議長（青山貞一君） 次に、日程第三、諸般の報告を行います。

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

また、休会中に常任委員会が開催され、付託案件の審査報告書
が議長に提出されました。詳細については、後ほど委員長より報
告を求めます。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（青山貞一君） 次に、日程第四、議案第五十五号 養老町
個人情報保護条例等の一部を改正する条例についてから、日程第
二十四、議案第七十五号 平成二十九年養老町介護サービス事
業特別会計補正予算（第一号）までの二十一議案を一括議題とい
たします。

この議案は、各常任委員会の所管事項ごとにその委員会に付託
し、それぞれ審査されましたので、ここで各委員長より審査の経
過及び結果についての報告を求め、その後に委員長に対する質疑
を行います。

最初に、総務民生委員会の報告を求めます。

総務民生委員会委員長 早崎百合子君。

○総務民生委員長（早崎百合子君） 総務民生委員会報告をさせて
いただきます。

去る十二月十二日、各委員及び議長並びに執行部の出席のもと、
総務民生委員会を開会いたしました。

審査事項は、当委員会に付託されました条例の一部改正八件、
条例の廃止一件、規約の変更一件、平成二十九年養老町一般会

計及び特別会計補正予算四件の合計十四件の議案についてであり
ます。

委員での主な質疑と審査結果について御報告いたします。

まず、議案第五十五号 養老町個人情報保護条例等の一部を改
正する条例についてに關しましては、特に質疑、討論はありませ
んでした。

次に、議案第五十六号 養老町職員の育児休業等に関する条例
の一部を改正する条例についてに關しましては、一、第四条の待
機児童について、希望する園に入園できないが、他の園には入園
できる場合は待機児童と位置づけられるのかの問いに対して、園
から明確な取り扱いが示されていないので、動向を見きわめなが
ら対応する。現在、職員において対象者はいないとの回答でした。
次に、議案第五十七号 養老町議会議員の議員報酬、費用弁償
及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてに關し
ましては、特に質疑、討論はありませんでした。

次に、議案第五十八号 養老町特別職の職員の給与に関する条
例の一部を改正する条例についてに關しましては、特に質疑、討
論はありませんでした。

次に、議案第五十九号 養老町職員の給与に関する条例の一部
を改正する条例についてに關しましては、特に質疑、討論はあり
ませんでした。

次に、議案第六十号 養老町公民館設置及び管理に関する条例
の一部を改正する条例についてに關しましては、特に質疑、討論
はありませんでした。

次に、議案第六十一号 養老町自治会館の設置及び管理に関す
る条例の一部を改正する条例についてに關しましては、特に質疑、
討論はありませんでした。

次に、議案第六十二号 養老町認定こども園条例の一部を改正する条例についてに關しましては、一、池辺幼稚園の廃園に伴い、今後施設はどのように取り扱うのかの問いに対して、地元を優先として賃貸での貸し出しという形で進め、最終的に借り手がなければ取り壊しも含め検討していく。取り壊しについては、償却期間等もあるので、今後協議していくとの回答でした。

次に、議案第六十五号 養老農村勤労福祉センターの設置及び管理に関する条例の廃止についてに關しましては、一、平成十四年九月に払い下げにより町有財産になつてゐるが、期間がたつてからの条例廃止の理由はの問いに対して、本来は平成十四年の用途廃止の時点で廃止すべきであつたが、養老公民館移転とあわせて今回廃止するとの回答でした。

次に、議案第六十六号 岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更についてに關しましては、特に質疑、討論はありませんでした。

次に、議案第七十号 平成二十九年養老町一般会計補正予算（第四号）に關しましては、一、ふるさと納税の実績はの問いに対して、当初予算額二千四百三十一万円に対して、平成二十九年十一月末現在で二千三百一件、四千二百九十一万七千円の寄附金があつたとの回答でした。

二、社会保障・税番号制度システム改修の具体的な内容はの問いに対して、住民税や支援措置者関係の国との整合性を図るためのシステム改修であり、今後も国の政策なので、それに準じた形で対応していくとの回答でした。

三、父子家庭医療事業百五十一万八千円増の要因はの問いに対して、延べ人数で当初見込みが、県単三百十五名、町単十四名に對して、県単四百七名、町単八十三名へふえる見込みであり、大

きな要因は、高額な入院治療があつたためとの回答でした。

なお、町内における母子父子家庭の歯科医療の動向の調査把握をお願いしたいとの要望がありました。

四、予防接種事業八百八十二万九千円増の内訳はの問いに対して、インフルエンザ六百八十三名の増、ヒブワクチン百六名の増、小児肺炎球菌九十五名の増、四種混合百十三名増との回答でした。

五、東海大会出場による交通費等への補助はの問いに対して、中体連主催の県大会以上については、登録選手と監督、顧問を補助対象として、交通費は実費分、宿泊費は二分の一補助で五千元上限として補助しているとの回答でした。

六、職員数四名減、八百八十八万二千円減の内訳と対応はの問いに対して、平成二十九年予算編成時が二百八十三名で、実際四月一日現在が二百七十九名であり、三月末までに急遽退職した職員が二名、そのほか予算計上はしていたが、採用できなかったことにより、結果四名の減である。現在は臨時職員での対応を進めており、平成三十年度に向けて職員を募集しているとの回答でした。

七、時間外勤務手当増の根拠はの問いに対して、各課からの実績と見込み額を計上しており、要因としては、台風による待機やイベント対応、衆議院解散による選挙が考えられるとの回答でした。

八、地方交付税増加の要因はの問いに対して、前年度の実績と国から示される地方財政計画のもとに算出しており、地財計画では二・二%減の見込みであつたが、平成二十七年国勢調査にて人口がかなり減少していたため、四・〇%減と厳し目に見積もつていたが、算定結果〇・四%減にとどまつたので、予算との乖離が生じたとの回答でした。

次に、議案第七十一号 平成二十九年養老町国民健康保険特別会計補正予算（第二号）に関しましては、一、制度関係業務準備事業費補助金の算出根拠はの問いに対して、国からの仕様書の設計額であり、内訳は標準事務処理システム、国保連合会との連携システムの改修であるとの回答でした。

二、県との検討会の開催回数と広域化に向けての現場の現状はの問いに対して、検討会は今まで十回以上開催され、賦課方式とか納付金の算定方法等が検討されてきた。納付金については、一月に県から各市町村の金額が示される。事務的な部分はまだ不透明なところが多く、今後も検討会は継続するとの回答でした。

なお、今後、広域化に向けての情報があれば、その都度紙ベースや口頭にて議会へ説明してほしいとの要望がありました。

次に、議案第七十四号 平成二十九年養老町介護保険事業特別会計補正予算（第二号）に関しましては、一、居宅介護サービス給付費負担金六千七十四万円減の算出根拠はの問いに対して、昨年同時期比で七・四％減、延べ一万九千五百六十六件から一万八千七百八十件、地域密着型介護サービス費が一三・四二％増、介護予防サービス給付費が一・二・八五％増であり、給付費全体としては、前年度比四・六％ふえている。地域密着型へ移行した事業者が昨年度中に三事業者あることが原因との回答でした。

次に、議案第七十五号 平成二十九年養老町介護サービス事業特別会計補正予算（第一号）に関しましては、特に質疑、討論はありませんでした。

以上、審査に付されました条例の一部改正八件、条例の廃止一件、規約の変更一件、平成二十九年養老町一般会計及び特別会計補正予算四件の合計十四件の議案につきましては、質疑、討論、採決の結果、挙手全員により、原案のとおり可決すべきものと決

定いたしました。

これをもちまして、総務民生委員会の審査経過並びに結果報告といたします。

○議長（青山貞一君） 総務民生委員会委員長の報告が終わりまして。

これより総務民生委員会委員長報告に対する質疑を行います。なお、これらの案件については、総括質疑が終了しておりますので、委員会所属外の議員からの経過及び結果にかかわる質疑といたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、産業建設委員会の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 吉田太郎君。

○産業建設委員長（吉田太郎君） 産業建設委員会の報告をさせていただきます。

去る十二月十二日、各委員会並びに執行部の出席のもと、産業建設委員会を開会いたしました。

審査事項は、当委員会に付託されました条例の一部改正二件、町道路線の認定等二件、繰り入れ変更一件、平成二十九年一般会計及び特別会計補正予算三件、合計八件についてであります。

委員会での質疑等、審査結果について御報告いたします。

まず、議案第六十三号 養老町営土地改良事業の経費の賦課徴収条例の一部を改正する条例についてに関しては、一、町営の土地改良区の対象はの問いに対して、町内の二十二土地改良区全との回答でした。

二、土地改良区に入っていない地域の対応はの問いに対して、

解散している土地改良区もあるが、それにかわる揚水だけの料金徴収があり、水利組合としての成り立ちはある。また、賦課金は全ての土地改良区が組合員から徴収しているとは限らないとの回答でした。

次に、議案第六十四号 養老町企業立地促進条例の一部を改正する条例についてに関しては、一、県と養老町で対象業種の違いはの問いに対して、県は対象で養老町は対象でない業種は、ソフトウエア業、航空宇宙産業、コールセンター業等、養老町は対象で県は対象でない業種は、運輸業、卸売業、小売業である。養老インター開通により可能性を踏まえて、運輸業や卸売業、小売業を加えたとの回答でした。

二、今後対象にない業種の企業が進出した場合、対象とする検討をするのかという問いに対して、現条例でカバーできないものは検討していくとの回答でした。

次に、議案第六十七号 町道路線の認定についてに関しては、特に質疑、討論はありませんでした。

次に、議案第六十八号 町道路線の変更については、一、変更に伴う総延長の増減はの問いに対して、総延長九十一万七千三十五キロメートルから、変更により二千三百十六・八メートル減少した。認定と合わせると五百九十五・九メートルの減少であるとの回答でした。

次に、議案第六十九号 平成二十九年養老町公共下水道事業特別会計の繰入れの変更についてに関しては、特に質疑、討論はありませんでした。

次に、議案第七十号 平成二十九年養老町一般会計補正予算（第四号）に関しては、一、農業次世代人材投資事業の今回対象者の業種はの問いに対して、トマト栽培であるとの

回答でした。

二、橋梁長寿命化計画事業の進捗状況の問いに対して、平成三十年までには駒野橋補修工事を実施し、平成三十一年度以降は、泥川橋を予定しているとの回答でした。

次に、議案第七十二号 平成二十九年養老町下水道事業会計補正予算（第三号）に関しては、特に質疑、討論はありませんでした。

次に、議案第七十三号 平成二十九年養老町公共下水道事業特別会計補正予算（第二号）に関しては、特に質疑、討論はありませんでした。

以上、審査を付託されました条例の一部改正二件、町道路線の認定等二件、繰り入れ変更一件、平成二十九年一般会計及び特別会計補正予算三件、合計八件の議案につきましては、質疑、討論、採決の結果、全議案とも挙手全員により、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、産業建設委員会の審査経過並びに結果報告といたします。

○議長（青山貞一君） 産業建設委員会委員長の報告が終わりました。

これより産業建設委員会委員長報告に対する質疑を行います。なお、これらの案件については、総括質疑が終了しておりますので、委員会所属外の議員からの経過及び結果にかかわる質疑といたします。

質疑はありませんか。

「ありません」の声あり

○議長（青山貞一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより議案ごとに順次、討論及び採決を行います。

まず日程第四、議案第五十五号 養老町個人情報保護条例等の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第五、議案第五十六号 養老町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第六、議案第五十七号 養老町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第七、議案第五十八号 養老町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第八、議案第五十九号 養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第九、議案第六十号 養老町公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第十、議案第六十一号 養老町自治会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第十一、議案第六十二号 養老町認定こども園条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第十二、議案第六十三号 養老町営土地改良事業の経費の賦課徴収条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第十三、議案第六十四号 養老町企業立地促進条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第十四、議案第六十五号 養老農村勤労福祉センターの設置及び管理に関する条例の廃止についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第十五、議案第六十六号 岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第十六、議案第六十七号 町道路線の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第十七、議案第六十八号 町道路線の変更についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第十八、議案第六十九号 平成二十九年年度養老町公
共下水道事業特別会計の繰入れの変更についての討論を行います。
討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を
求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第十九、議案第七十号 平成二十九年年度養老町一
般会計補正予算（第四号）の討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を
求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第二十、議案第七十一号 平成二十九年年度養老町国
民健康保険特別会計補正予算（第二号）の討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を
求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第二十一、議案七十二号 平成二十九年年度養老町
上水道事業会計補正予算（第三号）の討論を行います。
討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を
求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第二十二、議案第七十三 平成二十九年度養老町公共下水道事業特別会計補正予算（第二号）の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第二十三、議案第七十四号 平成二十九年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第二号）の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第二十四、議案第七十五号 平成二十九年度養老町

介護サービス事業特別会計補正予算（第一号）の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第二十五、議案第七十六号については、上程後、提案説明を受け、質疑、討論を経て採決を行います。

○議長（青山貞一君） それでは、日程第二十五、議案第七十六号

平成二十九年度養老町一般会計補正予算（第五号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第七十六号

平成二十九年度養老町一般会計補正予算（第五号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算は、本町の観光パンフレットを更新、作成するための費用の債務負担行為補正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（青山貞一君） 大倉企業誘致・商工観光課長、補足説明。

○産業建設部企業誘致・商工観光課長（大倉 修君） それでは、

私のほうから補足説明をさせていただきます。

二ページの第一表 債務負担行為補正につきましては、観光パンフレット作成業務委託について、年度内に着手できるようにするため債務負担行為の設定を行うものです。

期間を平成二十九年度から平成三十年度とし、限度額を三百五十万円とする債務負担行為を追加するものでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（青山貞一君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（青山貞一君） 五番 三田正敏君。

○五番（三田正敏君） 観光パンフレットを作成するということが発行されておりますが、県を初め観光協会、商工会等、また地元組織等に働きかけて統一したパンフレットを、また中身の充実したパンフレットにすべきと思いますが、その部分まで今回考慮してパンフレットをつくっていたかどうかというのを要望したいんですが、執行のほうの考えはいかがでしょうか。

○議長（青山貞一君） 大倉企業誘致・商工観光課長、答弁。

○産業建設部企業誘致・商工観光課長（大倉 修君） ただいまの

三田議員の御質問にお答えいたします。

議員御発言のとおり、現在、観光パンフレットは養老町観光ガイドマップのほか、養老町ガイドブック、「養老三六五」という観光協会が発行しているもの、またドライブマップ等複数ありま

すので、そういったものを一つにまとめる形で作成することを考えております。

また、作成に当たっては、議員がおっしゃるとおり町観光協会、町商工会のほか、養老公園を管理・運営している岐阜県及び養老公園事務所等の関係団体とも調整をしながら進めていきたいというふうを考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（青山貞一君） 九番 田中敏弘君。

○九番（田中敏弘君） 三田議員の今の質疑に同調するわけですが、このように今説明がありましたようにたくさん観光協会、それから県の養老公園事務所、町といういろいろありますので、この辺をこの際、統一してやる方向で検討しているということで一安心しているわけですが、私、現在、観光ボランティアガイド養成講座を受講させていただいておりますが、実際にガイドに当たっても、観光客に十分理解、納得していただくためには、やはりいいものをつくっていただきたいなあということで、視覚、目に訴えることは非常にインパクトがあり、業務委託というこの意味がちよつと僕もよくわからないんですが、町内で手づくりのパンフレットのようなものを要望するわけですが、その辺の見解を求めたいと思います。

○議長（青山貞一君） 大倉企業誘致・商工観光課長、答弁。

○産業建設部企業誘致・商工観光課長（大倉 修君） ただいまの

田中議員の御質問にお答えいたします。

田中議員には、まづもって養老町観光ボランティアガイド養成講座に御参加いただいております、まことにありがとうございます。また、水谷議員にも参加いただいております。ありがとうございます。

ございます。

議員の御発言のとおり、観光客に十分理解、納得していただけるものを作成するためには、議員おっしゃるとおり、視覚的に訴えることは大変重要な要素であるというふうに考えております。

作成に当たりましては、当然観光協会や商工会などのほか、ボランティアで今回お世話になっている方などからも御意見をいただきながら、町が主体となって進めていきたいというふうに考えております。ですが、デザインですとか写真の撮影、また文章についても訴求力というか、訴える力があるものにしていきたいために、コンサルタント会社になるか、広告会社になるか、印刷会社になるかわかりませんが、専門的な技術を求めて作成していきたいというふうに考えております。

業者につきましては、プロポーザル方式を用いて提案をいただきながらよりいいものにしていきたいというふうに考えておりますし、当然、業者を選定するに当たりましては、審査においては関係団体の方にも御参加をいただきながら進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（青山貞一君） 六番 吉田太郎君。

○六番（吉田太郎君） 今、三百五十万円ということ、何部ぐらいつくるのと、つくった後、どのような形で配付するのかというのをちよつと教えてほしいんですけれども。

○議長（青山貞一君） 大倉企業誘致・商工観光課長、答弁。

○産業建設部企業誘致・商工観光課長（大倉 修君） ただいまの吉田議員からの御質問にお答えさせていただきます。

パンフレットはこの委託業務では一万部を作成する予定でございますけれども、その配付先につきましては、各近隣市町及び町

内で配付することはもちろんでございますけれども、町観光協会等が観光のキャラバンに名古屋とか、そういったところに出かけておりますので、そういったところでも積極的に配付したいというふうに考えておるところであります。よろしくお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（青山貞一君） 十番 松永民夫君。

○十番（松永民夫君） 今回の追加上程ということですが、本来ならこういう事案に関しては、年初に上程すべきであると思えます。そして今回、この十二月の定例会で追加になったという最初からなぜこの案件が上がらなかったのか、そのいきさつ、理由があれば御質問をいたします。

○議長（青山貞一君） 大倉企業誘致・商工観光課長、答弁。

○産業建設部企業誘致・商工観光課長（大倉 修君） ただいまの松永議員からの御質問にお答えさせていただきます。

先ほどから申しておりますけれども、本町のガイドマップは多数ございます。養老改元一三〇〇年祭後の新たな観光をPRするために、これからのパンフレットの更新を実は新年度というところで検討をしております。ですが、先般、子ども議会も開催され、中学生から観光に対する二つの提案が私どもにございました。そのどちらか中学生ならではの視点で一生懸命に考えられた内容ということ、特に観光動線に関する提案については、私も担当課といたしましたも、課題として捉えているものでございます。

そうしたこともありまして、前倒しでというところで、既存のパンフレットに修正を加えるだけではなく、見る、食べる、体験するなどということで周遊型の観光が提案できるような観光客の

滞留時間を延ばし、経済効果を拡大していけるような新たなパンフレットを作成したいという思いを強く持ちました。

そういったところから新年度で着手することも考えていたわけですが、その場合、契約は早くても五月以降ということになります。四季折々の風景等を掲載しようとしたときには、春の写真撮影に無理が生じてきます。作成する限りにおいてはよりよいものにするということで、パンフレット納期を平成三十一年ということ、もう一年延ばすことも考えられますけれども、養老改元一三〇〇年祭後の観光振興施策としては遅過ぎるというふうに考えますので、今回、十二月の議会で債務負担行為の補正を行わせていただきました、年度内に着手できるようにしたく思いましたので、よろしくお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（青山貞一君） 二番 岩永義仁君。

○二番（岩永義仁君） まずはこの三百五十万円の積算根拠ですね。何で三百五十万にしたのかということ、あと養老町への観光客数に対して一万部で足りるのかという、数に関してもお聞きしたいのと、もう一つ、写真を四季折々撮られるということなんですけど、たしか一三〇〇年祭用で写真はたくさん撮ってもらっているんじゃないかなと、その費用もあつたと思うんですけど、そういう写真をそのまま使うという考えはなかったのかをお聞きしたいと思います。

○議長（青山貞一君） 大倉企業誘致・商工観光課長、答弁。

○産業建設部企業誘致・商工観光課長（大倉 修君） ただいまの岩永議員の御質問にお答えさせていただきます。

二点あつたと思いますけれども、まず一点目、費用の関係だと思いますけれども、一万部ということですが、私どももい

ろいろ考えまして、例えば旅行会社の関連業者が発行している旅行雑誌のような感じのものもございます。例えば言ってしまうと「るるぶ」というようなものもございますけれども、観光パンフレットを市町でも出しているところがございます。確かに観光客目線で旅行者者ならではのノウハウを生かした内容で大変わかりやすい内容となっておりますけれども、作成したところに問い合わせたところ、今回の費用で作成することができるといこととでございましたけれども、それにつきましても、大きな一つ問題があります。それは版權が全て向こうの業者にあるということになってしまいますので、それを例えばお店が新規にできたりとか、なくなったりした場合に内容を更新しようとする、また新規に一から作成し直しというようなことになりますので、初回の作成と同じように費用がかかるということとございました。

そうしたことから、そういった雑誌と同程度のものを私ども町が主体となって作成しようというときに、複数の業者のほうから見積もりをとりましたところ、この三百五十万円以内で作成ができるというところで上げさせていただくものでございます。

また、その一万部につきましても、例年、私ども複数のパンフレットを持っておりますけれども、大体五千部ほど刷っております。昨年度におきましては、特に一三〇〇年がありまして、キャラバンなんかも大々的に行っておりますので、たくさん使いましたけれども、一万部あれば一、二年は消化できるので、はいかというふうにご考えて作成するものでございますので、よろしくお願いいたします。

〔「写真」の声あり〕

○産業建設部企業誘致・商工観光課長（大倉 修君） もう一点、写真につきましては、やっぱりこの機会につくり直すということ

でございますので、撮りおろしということで考えるものでございます。

これは、今の一三〇〇年用の中身ではなくて、観光用に新たに作るということでございますので、その分については、新たなものを撮らせていただきたいというふうに考えるものです。ですから、この著作権が私どもにあるという形になりますと、今後それを次に使うことができますので、そういった形で今回新たに撮らせていただくことを含めるということでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（青山貞一君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 関連質問で恐縮なんですけれども、一三〇〇年祭のパンフレットをたくさんつくりました。鈴木ちなみさんの春・夏・秋・冬というのもとてもすてきな冊子で高いものになったと思いますが、在庫ですね。かなりお店には残っているというふうなことを聞くわけですが、そういうパンフレットの、特に一三〇〇年祭のパンフレットの在庫に関しては、どのように行政として考えていくのか。お店でもなかなか町から来た分はけなくて、これをどうしていいのかわからないという声も聞くわけですが、その点についてお答えいただきたいと思えます。

○議長（青山貞一君） 川地課長、答弁。

○総務部企画政策課長（川地憲元君） ただいまの水谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

保管用という考え方と、やはり一三〇〇年祭がありましたので、そういったものは将来にわたってこういったものがあつたということ使っていたいただけるような形で使っていたければいいんじゃないかと思えます。町のほうでもまだ在庫はありますし、そういったいろんなところで問い合わせなんかもございますので、

今後、不用の在庫対策も検討していきたいと思えます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（青山貞一君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 血税でつくられてるわけですので、焼却処分をするというようなことのないよう、しっかりと生かしていただきたいということを要望しておきます。

○議長（青山貞一君） ほかに。

〔挙手する者あり〕

○議長（青山貞一君） 四番 大橋三男君。

○四番（大橋三男君） プロポーザル方式というふうにお聞きをいたしました。が、どういった形での業者選定になるのか、また範囲、県内の業者で割るのか、東京都まで行くのか、その辺の考え方をお聞かせ願います。

○議長（青山貞一君） 大倉企業誘致・商工観光課長、答弁。

○産業建設部企業誘致・商工観光課長（大倉 修君） ただいまの大橋議員の御質問にお答えさせていただきます。

プロポーザルと申ししましても、パターンのには二種類ございます。指名型と、それから公募型ということでございますが、こちらにつきましては、今、検討中でございますので、よろしくお願ひいたします。よりよい業者を選定するために考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

〔「地域」の声あり〕

○産業建設部企業誘致・商工観光課長（大倉 修君） 公募型になりますと、当然、全国ということになるかと思えますし、広く募集するわけでございますので、全国になると思えます。

〔「方法」は、全国に発注する方法」の声あり〕

○産業建設部企業誘致・商工観光課長（大倉 修君） ホームペー

ジ等での広報になるということでございます。

○議長（青山貞一君） ほかに。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（青山貞一君） これをもちまして、本日の議会日程にあり

ます議案の審議は全て終了いたしました。

お諮りします。

次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会閉会中も議会運営委員会に付託したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会運営委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長（青山貞一君） お諮りします。

この第四回定例会の審議内容等を報告する機関誌の編集に関する全ての業務及び編集手法の調査・報告について、議会閉会中も議会日より編集特別委員会に付託したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も第四回定例会の審議内容等を報告する機関誌の編集に関する全ての業務及び編集手法の調査・研究について、議会日より編集特別委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長（青山貞一君） お諮りします。

総務民生・産業建設の各常任委員会の所管事務の調査について、議会閉会中も継続して調査・研究することにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会の所管事務調査について、継続して調査・研究することに決定をいたしました。

○議長（青山貞一君） お諮りします。

議会改革・養老鉄道存続の各特別委員会の所管事務の調査について、議会閉会中も継続して調査・研究することにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 異議なしと認めます。

よって、各特別委員会の所管事務調査について、継続して調査・研究することに決定をいたしました。

○議長（青山貞一君） これで本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

これもちまして、平成二十九年第四回養老町議会定例会を閉会いたします。長時間、御苦勞さまでした。

（閉会時間 午前十時四十二分）

右、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するた
めここに署名する。

平成二十九年十二月二十二日

議長 青山貞一

議員 三田正敏

議員 吉田太郎